## さいたま市指定障害福祉サービス事業者等監査実施要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第48条、第49条、第50条、第51条の27、第51条の28、第51条の29、第66条、第67条又は第68条の規定に基づき、次の各号に定める者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)が行う自立支援給付に係る指定障害福祉サービス、指定相談支援若しくは指定自立支援医療(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)の内容又は自立支援給付に係る費用の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。
  - (1) 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害福祉サービス事業者であった者若しく は当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者
  - (2) 指定障害者支援施設の設置者又は指定障害者支援施設の設置者であった者若しくは当該指定に係る施設の従業者であった者
  - (3) 指定一般相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者
  - (4) 指定特定相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者
  - (5) 指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、 医師、薬剤師、その他の従業者又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、 医師、薬剤師、その他の従業者であった者

(監査方針)

第2条 監査は、指定障害福祉サービス事業者等の自立支援給付対象サービス等の内容等について、法第49条、第50条、第51条の28、第51条の29、第67条若しくは第68条に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は自立支援給付に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象となる指定障害福祉サービス事業者等の選定基準)

- 第3条 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要がある と認める場合に行うものとする。
  - (1) 要確認情報
    - ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
    - イ 相談支援事業等へ寄せられる苦情
    - ウ 自立支援給付の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
  - (2) 運営指導において確認した情報 運営指導を行った指定障害福祉サービス事業者等について確認した指定基準違反等 (監査方法等)
- 第4条 指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者等若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービ

ス事業者等の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

- 2 監査を行うに当たっては、根拠規定、日時及び場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を記載した実施通知を、対象となる指定障害福祉サービス事業者等に交付する ものとする。ただし、さいたま市指定障害福祉サービス事業者等指導実施要綱第9条の 規定により運営指導を中止して監査を行う場合は、この限りでない。
- 3 監査は、原則として監査指導課の職員2名以上をもって行うものとする。ただし、指定基準違反等の内容により必要があると認められる場合は、障害福祉所管課の職員と合同で行うことができる。
- 4 前項ただし書きの規定により合同で監査を行う場合においては、監査指導課長は、職員の派遣について、障害福祉所管課長あてに依頼するものとする。

(監査結果の通知等)

- 第5条 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項について は、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該指定障害福祉サービス事業者 等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。 (勧告等)
- 第6条 監査の結果、指定障害福祉サービス事業者等に法第49条第1項若しくは第2項、第51条の28第1項若しくは第2項又は第67条第1項に定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- 2 前項の規定により勧告した場合においては、期限内に文書により報告させるものとする。
- 3 勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が第1項の期限内にこれに従わなかった ときは、その旨を公表することができる。

(上位措置への移行)

- 第7条 前条の規定による勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、正当な理由な く当該勧告に係る措置をとらなかったときは、監査指導課長は、命令への移行について、 障害福祉所管課長に依頼するものとする。
- 2 前項の規定は、監査の結果、他の行政上の措置(指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をいう。)をとることが必要と認められる場合について準用する。 (命令等)
- 第8条 第6条第1項の規定による勧告を受けた指定障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。
- 2 前項の規定により命令した場合においては、期限内に文書により報告させるものとする。
- 3 第1項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。 (指定の取消し等)
- 第9条 指定基準違反等の内容等が、法第50条第1項各号(同条第3項及び第68条第 2項において準用する場合を含む。)、法第51条の29第1項各号及び第2項各号並 びに第68条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サー

ビス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の 効力を停止すること(以下「指定の取消し等」という。)ができる。

(聴聞等)

第10条 監査の結果、当該指定障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消し等の 処分(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処 分等の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規 定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。 (経済上の措置)

- 第11条 勧告、命令、指定の取消し等を行った場合は、自立支援給付に係る費用の全部 又は一部について、法第8条第2項の規定による不正利得の徴収等(返還金)として徴 収するものとする。
- 2 命令又は指定の取消し等を行った場合は、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、 原則として、法第8条第2項の規定により返還させる額に100分の40を乗じて得た 額を、徴収するものとする。

(国等への報告)

第12条 監査及び行政措置の実施状況については、必要に応じ、厚生労働省、都道府県 及び県内市町村に報告するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の監査に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。